

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）
「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」
審査委員会設置運営規程

令和5年6月12日

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

（目 的）

第1条 本運営規程は、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「S I P」という。）包摂的コミュニティプラットフォームの構築（以下「包摂的コミュニティ」という。）における公募要領に基づき応募された研究開発責任者（機関を含む）（以下「被評価者」という。）の評価を行うため、外部有識者からなる審査委員会（以下、「委員会」という。）の設置及び円滑な運営に必要な事項について定めることを目的とする。

（設置及び運営）

第2条 S I P包摂的コミュニティの研究推進法人たる、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究推進法人」という。）に、委員会を設置し、研究推進法人はその運営を行う。

（所 掌）

第3条 委員会は、研究推進法人からの諮問に対して、被評価者の評価を行い、結果について答申する。

（組織及び委員）

第4条 委員会は、研究推進法人が委嘱する委員をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、第4条第3項（次項）に定めた外部有識者から委嘱するものとする。
- 3
 - （1）まちづくり等の専門領域の有識者
 - （2）包摂・孤立・孤独等の専門領域の有識者
 - （3）A I（人工知能）、I o T等の専門領域の有識者
 - （4）健康科学・予防科学等の専門領域の有識者
 - （5）女性の健康・子育て支援等の専門領域の有識者
 - （6）産業化、社会実装等の専門領域の有識者
 - （7）その他、研究推進法人が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年以内とし再任を妨げない。ただし、補欠等の委員の任期

は、前任者等の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員の互選により選定する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長が、委員会を欠席する場合は、その職務を代理する委員長代理を互選により選定する。

(委員会)

第6条 委員会は、研究推進法人が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。
- 3 プログラムディレクター（以下「PD」という。）はオブザーバーとして参加することはできるが、評価及び審議に加わることはできない。
ただし、PDが委員会より質疑を受けた場合、PDの立場として応答することはできる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 5 委員が委員会を欠席する場合は、代理人を会議に出席させることはできない。また、他の委員に議決権の行使を委任することはできない。
- 6 欠席する委員は、委員長を通じて、評価対象への書面に基づく評価及び意見を提出することができる。
- 7 委員長が必要と判断した場合は、委員会を持ち回りで開催することができる。
- 8 委員会を持ち回りで開催し議決する場合は、全委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決するところによる。

(評価の方法)

第7条 評価に係る基準及び方法は、研究推進法人が別紙に定め、委員会はこれに基づき評価を行う。

(委員会の公開)

第8条 委員会は、研究開発に係る非公開の知見・知識、着想、技術等を審議の対象とすることから、原則非公開とする。ただし、委員長が委員会を公開することが必要と判断したときは、委員会を公開とすることができる。

(委員会の議事録等)

第9条 委員会の議事録は、原則非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会の決定を経て議事録のその全部又は、一部を適切な方法により公開することができる。

2 委員長は、委員会の議事録を非公開とする場合であっても、議事の透明性の確保の為に議事録の一部又は全部について議事要旨を作成する。

(委員の秘密保持義務)

第10条 委員は評価結果及び審議の内容その他その職務を通じて知り得た機密の漏洩、利用・使用、流用等してはならない。なお、委員の委嘱が終了した後も同様の義務を負う。

(資料の提出、意見の表明等の要求)

第11条 委員長が必要と認めるときは、被評価者に対し、委員会に追加の資料の提出、意見の表明、説明、その他評価に必要な要求をすることができる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外に対し、委員会に資料の提出、意見の表明、説明、その他評価に必要な協力を求めることができる。

(庶務等)

第12条 委員会及び議事の手続き及びそれらに付随する庶務は、研究推進法人において処理する。

(雑 則)

第13条 この規程に定めのない事項が生じた場合は、委員長と研究推進法人との間で協議の上、定める。

第14条 本規程の有効期間は、SIP包摂的コミュニティの実施期間とする。

第15条 本規程は、変更の必要が生じた場合には随時改定する。

附則

この規程は、研究推進法人の組織決定を経て令和5年6月12日から施行する。

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）
「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」
評価に係る基準及び方法

戦略的イノベーション創造プログラム（以下「S I P」という。）「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」（以下「包摂的コミュニティ」という。）審査委員会設置運営規程 第7条に基づきS I P 包摂的コミュニティの評価に係る基準及び方法を以下のとおり定める。

1. 評価の方法

（1）評価の時期

S I P包摂的コミュニティにおける公募要領に基づき応募された研究開発責任者（機関を含む）（以下「被評価者」という。）を評価する時。

（2）評価の方法

ア. 委員の書面に基づく評価^{注1}

被評価者の応募書類に対し、委員が個別で評価を行う。

イ. 委員会の面談に基づく評価

応募書類に関して、被評価者へ面談による意見聴取（WEB面談を含む。）を行い、その結果に対し、委員会を開催し評価を行う。

（3）評価の手順（一般的な流れ）

委員会では、以下の手順により評価を行う

- ① 被評価者から応募書類を研究推進法人へ提出
- ② 研究推進法人による事務的観点からの確認・整理
- ③ 研究推進法人から委員会への諮問
- ④ 委員の書面に基づく評価・集計・取り纏め
- ⑤ 委員の面談に基づく評価・集計・取り纏め
（必要に応じて追加資料の提出、現地調査等の実施）
- ⑥ 委員会の答申を決定
- ⑦ 委員会から研究推進法人へ答申を行う
- ⑧ 第三者評価結果として研究推進法人または委員長を通して総合科学技

^{注1} 委員の書面に基づく評価に先立ち研究推進法人による事務的観点（書式、評価の前提要件等）からの確認・整理を行い、要件等を満たさない場合は、再提出、修正、書面評価対象から除く等の必要な対応を図る。

術・イノベーション会議SIPガバナリングボードへ報告

(4) 利益相反(COI)の管理

- ア. 研究開発の公正さ、信頼性の確保の点から、委員が被評価者に利害関係を有する場合、当該委員は該当する被評価者の評価及び審議に加わることができないものとする。
- イ. 委員が現在所属する機関が、再委託先となっている場合についても同様の取扱いとする。
- ウ. 個別の取扱いに当たっては、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP) 利益相反マネジメントポリシー」(令和4年12月23日 ガバナリングボード)「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP) 利益相反マネジメント規則」(令和4年12月23日 ガバナリングボード)を参照し、委員会で適切な対応を図ることとする。

(5) 評価項目

「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日 閣議決定)、
 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP) 評価に関する運用指針」(令和4年12月23日 ガバナリングボード)、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP) 包摂的コミュニティプラットフォームの構築社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」(令和5年3月16日 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局)及び「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP) 包摂的コミュニティプラットフォームの構築 令和5年度公募要領」(令和5年4月【プログラムディレクター】久野 譜也【研究推進法人】国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所)に記載される趣旨に基づき評価を行うこととする。

以下に、評価項目及び評価の観点、配点を記載する。

① 専門的・技術的観点からの評価

評価項目		評価の観点	配点
研究開発 テーマの 目標及び 研究開発	目標の妥当性 (10点満点)	・「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」に示された、本課題における研究戦略、及び個別の研究開発テーマに関する研究開発目標となっているか。	5点 ×2 *

計画 (40点満点)	計画の妥当性 (25点満点)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容に沿い、研究開発の各段階での課題、目標、達成方法、工程が明確かつ適切な計画となっているか。 ・実証 (PDCA) を少なくとも2回以上行い、うち1回目は原則として3年目ステージゲートの審査までに終え、成果と課題を具体化できる計画となっているか。 <p>(留意点: PDCAを2回以上回すことは、公募要領、説明会を通じて必須と説明しています。アジャイルな計画である場合も含めてこの点が明確に示されているかどうか判断ください)</p>	5点*
		<ul style="list-style-type: none"> ・開発された技術・サービスによるアウトカムとして、包摂性(寛容性・自律性)の向上が図られる計画となっているか。 	5点*
		<ul style="list-style-type: none"> ・「応募に当たっての留意点」に記載された各テーマの「応募において留意いただく点」をふまえた計画となっているか。 	5点×2*
		<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの克服困難な課題を解決できる革新的な発想が計画に盛り込まれているか。 	5点
	実現可能性・KPI達成可能性 (5点満点)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者のこれまでの研究成果や技術蓄積があり、それらを踏まえ、計画が合理的なもので、基本計画に示されているKPIが達成可能な目標となっているか。 	5点
実用化・事業化への戦略 (35点満点)	実用化・事業化戦略(エグジット戦略)の妥当性 (30点満点)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実装に向けたミッション達成のための「5つの視点」(技術、事業、制度、社会的受容性、人材)での取組が明確に示されているか。 <p>(留意点: 研究開発テーマによっては、必ずしも5つの視点全部が揃っていることを求めています。一方、申請者が5つの視点の重要性を理解して申請しているかどうかは、採点のポイントとなります)</p>	5点×2*
		<ul style="list-style-type: none"> ・ミッション到達に向けたシナリオを踏まえた事業化の戦略、社会実装への道筋が明確に示されているか。(エグジット戦略) ・実用化、事業化に向けた製品イメージやサービスイメージが具体的であるか。 ・社会実装に向けた戦略として、ベンダーロックインにな 	5点×2*

		らないよう、競争領域と協調領域が整理されているか。	
		・本課題で開発される全ての成果物について、SIP終了後の想定される管理者・利用者の範囲、維持費用について、現状での計画が適切に示されているか。	5点 *
		・ユーザーニーズが十分に分析された上で、ニーズを満たし、競合他者と比較した優位性が明確であるか。(国際比較における強みも含む。)	5点
	実用化・事業化の裏付け (5点満点)	・当該研究開発テーマにおける研究開発経験、実績やプロジェクト経験等があるか。 ・既に保有する技術あるいは特許があるか。 ・実用化にあたり障害となる第三者の特許はないか。	5点
研究開発の実施体制、予算、実施規模 (25点満点)	研究実施体制の整備状況 (15点満点)	・研究実施体制として、ビジネス、国・自治体の制度面に詳しい者を複数含む計画となっているかなど、研究開発担当者の構成や、適切な実証地域の設定等の観点から、本事業の遂行が可能な実施体制となっているか。	5点 ×2 *
		・各研究開発テーマの対象、方針に沿って、研究開発テーマ独自の評価を実施する計画が明示され、その計画に従って進捗管理・評価を行える体制となっているか。	5点
	予算策定・執行・管理体制 (10点満点)	・研究開発の進行や予算の執行に関する十分な管理体制が構築されているか。 (留意点:研究体制とこれまで大型研究予算等の予算管理経験があるかどうか、等で判断ください)	5点
		・研究開発計画において予算計画の内容が適切か 研究主体者が自ら推進する予算配分計画となっているか (留意点:外部機関(再委託先)への丸投げ等になっていない、の確認をしてください)	5点 *

合計 100 点満点

○採点基準

1点	2点	3点	4点	5点
劣っている	やや劣っている	普通	やや優れている	優れている

*の項目については、2点以下(5点×2の項目は4点以下)の場合、合計点数にかかわらず、採択の適否について協議を要するものとする。

② 総合的観点からの評価

評価事項 (評価結果)	評 価 の 観 点
SIP 趣旨の理解 (△又は×)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学・社会技術を基盤として社会実装をアウトカムとしているか ・ 産学官連携体制が構築されているか ・ イノベーション (注1①②参照) を誘発する計画か

注1 第3期の課題の要件 (戦略的イノベーション創造プログラム運用指針 P9 別紙から抜粋)

- ① Society5.0 の実現を目指すものであること。
- ② 社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとって重要な分野であること。

全体を読んで、採点結果に関わらず SIP の趣旨にそぐわないと判断した場合は、以下の評価基準を参考に評価をする。

○評価基準

△	×
ややそぐわない	そぐわない

- ・ 集計時に△や×の数を示し、面接評価へ進めるかどうかの判断材料に使用。
- ・ ×が半数以上ある場合は、無条件に進めないこととする。
- ・ △は2つで1つの×とカウントとする。

上記採点・評価基準に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にて集約する。

以上